境界問題でお困りの方へ

境界問題で困ったときは…

当事者

土地家屋調査士会

法務局・地方法務局

連携

調査士会ADR

土地家屋調査士が弁護士と一緒に相談・調停に応じています。

（民間による柔軟な解決のお手伝いをいたします。）

筆界特定制度

法務局の職員が、専門家の意見を聴いて、筆界を特定しています。

（申請者等の意見に拘束されずに、真実の筆界を探し出します。）

どこが違うの？

筆界特定制度は、

筆界（一筆の土地が登記されたときの土地の境）を明らかにします。

※明渡しなど，所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

土地家屋調査士会ADRは、

境界問題全般を解決します。

※相手方の応諾がないと手続を進めることができません。

筆界？所有権界？

昔

1番 Aさん	2番 Aさん

今

建　物

1番 Bさん	2番 Cさん

筆　　界・・・筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。

所有権界・・・所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。

（筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。）

もうひとつの解決方法

当事者

裁判所

民事裁判
民事調停

青森地方法務局

※ご相談には、事前予約が必要です。

青森地方法務局　本　　局

〒030-8511 青森市長島一丁目3-5
青森第２合同庁舎 ５階
TEL 017-776-9042

青森地方法務局　むつ支局

〒035-0072 むつ市金谷二丁目6-15
下北合同庁舎 ２階
TEL 0175-23-3202

青森地方法務局　五所川原支局

〒037-8655 五所川原市大字唐笠柳字藤巻507-10
TEL 0173-34-2330

青森地方法務局　弘前支局

〒036-8087 弘前市大字早稲田三丁目1-1
TEL 0172-26-1150

青森地方法務局　八戸支局

〒039-1181 八戸市根城九丁目13-9
八戸合同庁舎 ２階
TEL 0178-24-3346

青森地方法務局　十和田支局

〒034-0082 十和田市西二番町14-12
十和田奥入瀬合同庁舎 ４階
TEL 0176-23-2424

案内図

境界問題についてのお問い合わせは

筆界特定制度についてのお問い合わせは▶

青森地方法務局地図整備・筆界特定室

TEL 017-776-9042

筆界特定制度のご案内
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji104.html
（法務省ホームページ）

調査士会ADRについてのお問い合わせは▶

あおもり境界紛争解決支援センター

TEL 017-722-2339

〒030-0821　青森県勝田一丁目１番15号
青森県土地家屋調査士会館内

http://www.chyousashi.com

境界問題の解決を私たちがお手伝いします。

青森地方法務局・筆界特定制度
青森県土地家屋調査士会ADR

境界問題でお困りの方へ

境界問題で困ったときは…

当事者

法務局・地方法務局 → 筆界特定制度

連携

法務局の職員が、専門家の意見を聴いて、現地で筆界を特定しています。
（申請者等の意見に拘束されずに，真実の筆界を探し出します。）

土地家屋調査士会 → 調査士会ADR

土地家屋調査士が弁護士と一緒に相談・調停に応じています。
（民間による柔軟な解決のお手伝いをいたします。）

どこが違うの？

- 筆界特定制度は，

筆界（一筆の土地が登記されたときの土地の境）を明らかにします。

＊　明渡しなど，所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

- 土地家屋調査士会ADRは，

境界問題全般を解決します。

＊　相手方の応諾がないと手続を進めることができません。

筆界？所有権界？

（昔）

（今）

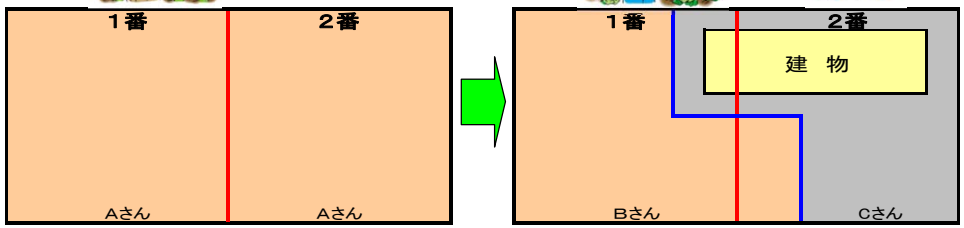

筆　　界・・・筆界の位置は，売買・交換等で自動的に移動することはありません。
所有権界・・・所有権界の位置は，売買・交換等で移動することがあります。
（筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。）

もうひとつの解決方法

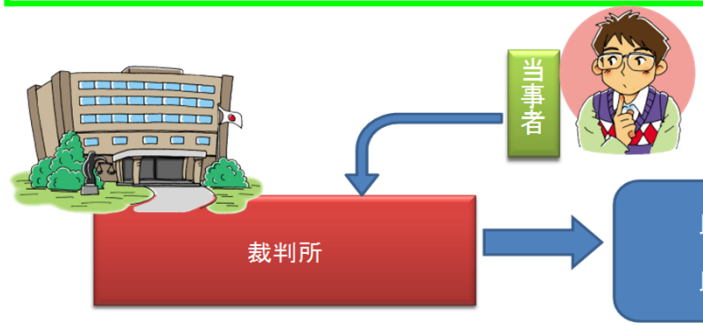

＊　筆界特定制度についてのお問い合わせは　青森地方法務局地図整備・筆界特定室　電話　017（776）9042
＊　調査士会ADRについてのお問い合わせは　あおもり境界紛争解決支援センター　電話　017（722）2339